

参考資料

【A・B・C】

NPO（Nonprofit Organization）

「NPO」とは、「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格（注）を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」と言う。

Park-PFI（公募設置管理制度）

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

【あ行】

生垣

景観の向上や防災などの観点から、敷地の周囲を囲う塀を植物により行うもの。

逸出植物

栽培されていた植物で、畑などからはみ出して野生化した植物。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取り組み。

オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

【か行】

ガーデニング

家庭で行われる造園や園芸の一種。個人が所有する庭やベランダ等において草花の植栽、棚や石畳等での装飾など、庭づくりを楽しむこと。

河川区域

河川法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つである。

涵養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

帰化植物

外国から入って根付いている植物。

熊野町まちづくり協働推進事業

住民団体等が地域の課題解決に向けて自主的に取り組む公益的で非営利な活動を推進するため、町が一定要件を満たす団体に対して助成金を交付する事業。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるという考え方。

公園報奨金制度

公園の清掃及び除草等の維持管理活動を自発的に行う団体に対し、報奨金を交付することにより、その円滑な運営を図り、もって、安全で快適な公園の利用を確保するための制度。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地又は公的な管理が行われている公園緑地に準じる機能を持つ施設及び公共公益施設における植栽地。

【さ行】

里親制度

ボランティアとなる住民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行い、面倒をみる仕組みのこと。

里山

環境省の定義では、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、言葉の定義は必ずしも確定しておらず、ここでは全てを含む概念として里山と呼ぶ。

砂防指定地

砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として、積極的に開発・整備する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

施設緑地

都市公園や都市公園に準じる機能を有する公共・民間の施設及び公共公益施設における植栽地等による緑地。

指定管理者制度

地方自治法第244条の2に基づき、株式会社等の民間事業者を含む法人やその他の団体の中から地方公共団体が指定管理者を指定し、公の施設の管理を代行させる制度のこと。

シビルミニマム

自治体が住民のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準。

市民緑地認定制度

緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度のこと。

社寺林

神社・寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている森林。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

循環型社会

有限な資源の永続性を確保するため、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーを資源として循環させ、自然界から搾取する資源を環境への負荷を低減してできるだけ少なくし、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

シンボルツリー

家のシンボルとして玄関先に配置する中・高木の樹木のこと。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。

接道緑化

道路に面している生垣または同等の列植した植栽がある奥行き5m以内の高木・中木・低木などの植栽。

【た行】

タウントレイル

トレイルは自然の小道の意味。この意を受け、まちの歴史や文化を顕在化し、体験できるように整備したものをタウントレイルと呼ぶ。

地域制緑地

日常目にする「緑」のうち、法律や条例による土地利用規制等を通じて一定の担保性が確保されている緑または緑地のこと。代表的なものとして都市緑地法に基づく「緑地保全地域」や「緑地協定」などがある。

地域森林計画対象民有林

全国森林計画に即して、各森林計画区に係る民有林につき五年ごとに都道府県知事が定める、地域森林計画対象地域。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇

地区計画

地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

長寿命化計画

利用者の安全性確保やライフサイクルコスト削減の観点から施設の適切な維持・改築や計画的な長寿命化対策等、予防保全的管理による計画的な維持管理の取組を推進することを目的に策定する計画。

町民農園

自然とのふれあいを求める町民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーションなどとして営利以外の目的で、蔬菜類などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し出す農園のこと。

都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から総合公園と運動公園に区分される。

都市計画区域

市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があると都道府県が指定した区域。

【な行】

内水

一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水。(雨水出水)

二級河川

一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したもの。

二次林

伐採や風水害、山火事等により森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長等により成立した森林。

農業振興地域農用地区域

農業振興地域整備法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つである。

【は行】

バイオマス

動植物に由来する有機物である資源。(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。)

バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

ビオトープ

多様な生物が共存・共生できる環境を持った場所や空間のこと。開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の成育・生息環境という意味でも用いられる。

ヒューマンスケール

人間的な尺度に合った広がりを持つ空間。

プロムナード

散歩道散策道。

壁面線の指定

建築基準法第 46 条、第 47 条に基づき、特定行政庁が、街区における建築物の位置を整えることにより、環境の向上を図るために必要と認める場合に、建築審査会の同意を得て、壁面線を指定できるというもの。指定された壁面線より道路側については、一定の要件を満たす塀や庇等の構造物以外は建築することができない。指定にあたっては、利害関係者の意見を聴取することが必要となる。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

保存樹・保存樹林

“都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律”に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。所有者は、保存樹または保存樹林について枯損防止など保全に努める義務を負う。

ポケットパーク

住宅地、市街地内の小空間を利用して作られた小さな公園などの公共スペースのこと。

【ま行】

水と緑のネットワーク

緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺のもつ多様な機能の向上を目指すもの。

緑のカーテン

アサガオやゴーヤ、ヘチマのようなツルが何かに巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）を建築物の壁面を覆うように育てて、緑化を行うもの。

緑の政策大綱

緑の保全・創出・活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図ることを目的として現在の国土交通省が平成 6 年 7 月に制定したもの。

ミニ防災拠点機能

災害時において地域の消火活動・救急活動の拠点となるよう、可搬式のポンプ・救助資材等が備えられた防災倉庫や小規模な貯水タンク等が設置されていること。

民間施設緑地

公園緑地に準じる機能を持つ民有地の施設。

【や行】

屋敷林

古くからある住宅の屋敷内につくられた樹林で、多様な目的、用途をもつ。屋敷の外縁に沿ったものは、主に境界を区分するとともに防風、防火、防砂などの防災効果や、みどりと一体的に良好な景観を形成する効果がある。

ユニバーサルデザイン

子どもや高齢者など様々な人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインする考え方のこと。

【ら行】

ライフサイクルコスト

ライフサイクルコストとは、建物・土木構造物にかかる生涯コストのこと。建物・土木構造物の企画・設計に始まり、竣工、運用を経て、寿命がきて解体処分するまでを建物・土木構造物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

ラブリバー・マイロード

住民団体・学校・企業などが、ボランティアで道路あるいは河川の美化・清掃に取り組み、行政が活動を支援する仕組み。

ランドマーク

山や建築物などの目標物。ランドマークの重要な特色は、周囲の物からひととき目立ち、覚えやすい特異性を有することにある。

緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するために、土地所有者等の全員の賛同のもとに樹木の種類や植栽場所などのルールをつくり、区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進を図るもの。

緑被率

建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、生息状況等を取りまとめ編さんしたもの。

レッドリスト

野生生物の保全のために、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めるために作られたリスト。環境省では、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧の大きく4つのカテゴリーを設けている。

【わ行】

ワークショップ

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

熊野町緑の基本計画

発行日：令和3年3月
発行：熊野町
編集：熊野町 建設農林部 都市整備課
〒731-4292
広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
TEL：(082)820-5608



